

はじめに



はじめに

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造に変化をもたらし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済に深刻な影響を与えるものと指摘されています。また、核家族化の進行やライフスタイルの変容などにより家庭や地域の子育て力が低下するなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）を制定し、子育て支援や働き方改革など、次世代育成に向けた取組みを進めてきました。また、10年間の集中的・計画的な取組みを促進するために、地方公共団体と企業に対して、次世代育成支援に関する行動計画の策定を義務づけました。

県においては、次世代法に基づき、平成17年3月に熊本県次世代育成支援行動計画（前期計画）（計画期間平成17年度～21年度）を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。さらに、取組みを継続して進めるため、平成22年3月に熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）（計画期間平成22年度～26年度）（以下「次世代計画」という。）を策定し、地域における子育て支援や母子保健の充実、次世代育成に向けた意識づくりなど、各種施策を推進してきました。

しかし、出生率の低下に伴う少子化の進行は止まらず、待機児童解消や、長時間労働の抑制等をはじめ、少子化対策、子育て支援の更なる強化が必要とされています。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等により子育てに不安や孤立感を感じる家庭へのサポートや、子どもを生み、育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められています。

このような状況下、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）をはじめ、関連法律が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

この制度は、地域における幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じて、子育て支援を総合的に推進できる体制を整備するものであり、国や地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築するものです。

市町村が実施主体となり、教育・保育の量の拡充、質の向上を目指し、子ども・子育てについての今後5年間の計画を策定することとなりました。県においても、その計画を国とともに重層的に後押しすることとされています。県や市町村が連携して子育て支援を充実していくこととなります。

一方、次世代法については、平成26年度までの時限立法でしたが、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化が必要なことから、平成26年4月、10年間の延長が決定されました。

平成27年度からの「次世代計画」は、支援法に基づく計画策定が義務化されたことに伴い任意化されましたが、県においても、少子化の進行が止まらないことなどから、引き続き次世代育成支援の取組みを推進するため、次世代計画を策定する必要があります。そこで、支援法に基づく計画と次世代法に基づく計画を一体的に策定し、喫緊の課題である人口減少問題や地域の活性化の課題に取り組んでいきます。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

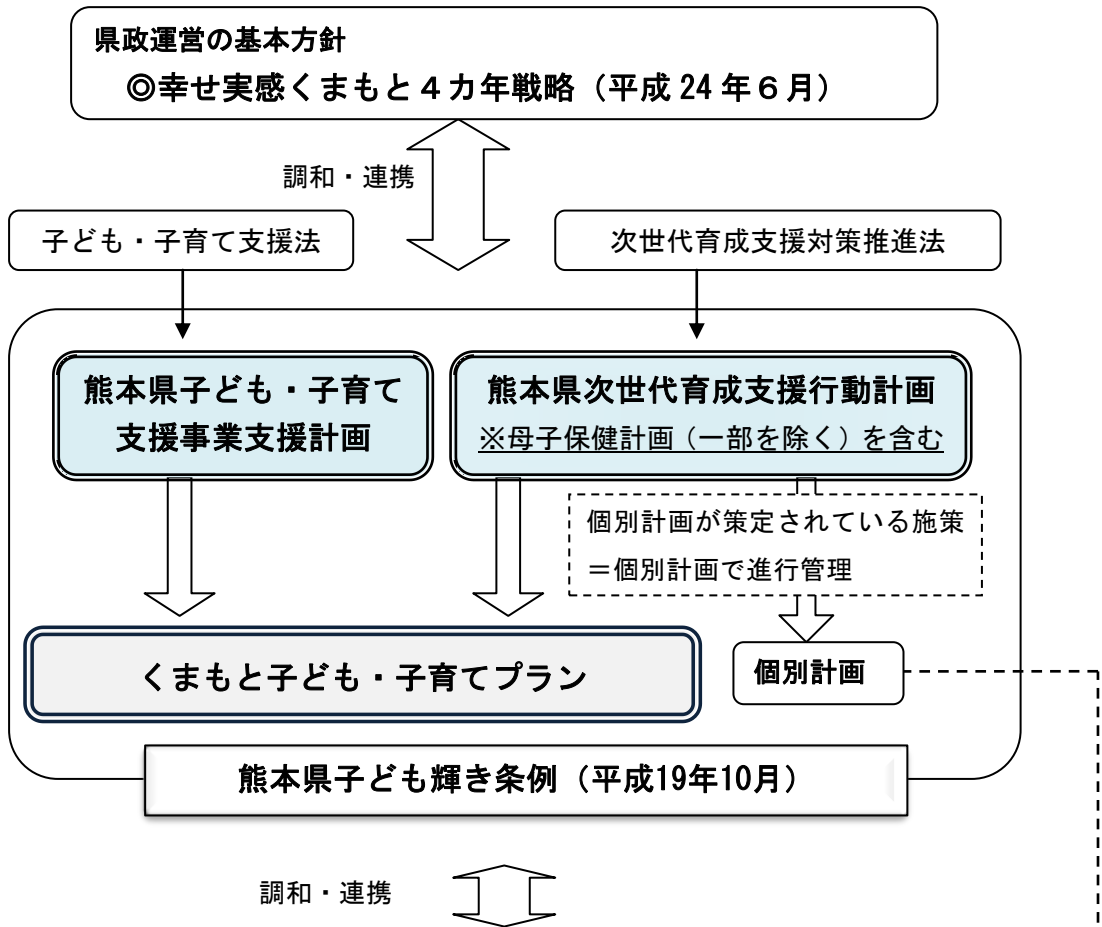
3 計画の基本的な性格等

- 本計画は、支援法第 62 条第 1 項¹の規定に基づく「熊本県子ども・子育て支援事業支援計画」であるとともに、次世代法第 9 条第 1 項²の規定に基づく「熊本県次世代育成支援行動計画」として策定するものです。
- 本計画は、「幸せ実感くまもと 4 カ年戦略」、「熊本県地域福祉支援計画」、「熊本県教育振興基本計画」、「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」、「熊本県障がい者計画」、その他の関係計画等との調和・連携を図ります。

¹ 【支援法第 62 条第 1 項】都道府県は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

² 【次世代法第 9 条第 1 項】都道府県は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

くまもと子ども・子育てプランの位置づけ



関連計画 「熊本県地域福祉支援計画」「熊本県教育振興基本計画」
「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」「熊本県障がい者計画」 など

個別計画

- 青少年の健やかな育ちづくり
「熊本県教育振興基本計画」「『安全・安心くまもと』実現計画」
- 健やかな育ちのための食生活・食育の推進、医療体制等の充実
「熊本県保健医療計画」「くまもと21ヘルスプラン」「熊本県健康食生活・食育推進計画」
- 学校教育の充実
「熊本県教育振興基本計画」
- 生活環境の整備、安全・安心なまちづくり
「熊本県住宅マスタープラン」「熊本県やさしいまちづくり推進計画」
「『安全・安心くまもと』実現計画」
- 子どもが自立に向けて能力を発揮できる機会の充実、若年者の自立支援
「熊本県教育振興基本計画」「熊本県環境基本計画」「熊本県労働・人材育成計画」
など

※上記の項目については、個別計画で進行管理することとしており、本計画には詳細な内容は記載していません。

4 計画の推進体制

(1) 庁内の連携

県は、庁内関係課と連携して、子ども・子育て支援及び次世代育成支援に関する施策を総合的に推進していきます。

(2) 熊本県子ども・子育て会議

県は、本計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、本計画を定期的に点検、評価し、必要に応じて改善を促すため、子どもの保護者、市町村長、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、事業主代表、労働者代表、学識経験者等からなる熊本県子ども・子育て会議を設置します。

5 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画達成状況の点検及び評価

本計画については、熊本県子ども・子育て会議を活用しながら、各年度において、計画全体の成果や計画に基づく個別施策の実施状況等（教育・保育施策や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その達成状況を点検し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

(2) 計画の見直し

本計画の計画期間中において、教育・保育等に係る量の見込みと実際の事情が大きく乖離して、待機児童の解消が進まない場合などには、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要になります。

県は、計画と実施状況を注視し、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ弾力的に本計画の見直しを行います。この場合において見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。